

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によつて、広島県行政不服審査会の令和六年度答申第八号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和七年一月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

諮問庁：広島県知事（都市計画課）

諮問日：令和4年11月11日

（令和4年度諮問第14号）

答申日：令和6年12月26日

（令和6年度答申第8号）

答申内容

第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和3年12月13日付けで審査請求人から提起のあった、令和3年12月7日付けでA市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第99条第2項の規定による仮換地の使用又は収益（以下単に「使用収益」という。）をすることが開始できる日の決定7件（以下、これらの決定を総称して「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁（広島県知事（都市計画課））の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 審理員による審理手続での審査請求人の主張の要旨

令和4年10月11日付け3審理第253号で審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）3(1)に記載のとおりである。

(2) 審理員による審理手続後の審査請求人の主張の要旨

ア 水田の仮換地指定について

処分庁は、B土地区画整理事業（以下「本件事業」という。）を施行することに伴い、本件事業の施行地区内に所在する審査請求人所有のA市C町D字E〇ー〇（以下「E〇ー〇」という。）、〇ー〇（以下「E〇ー〇」という。）、同字F〇（以下「F〇」という。）、同字G〇ー〇（以下「G〇ー〇」という。）、〇ー〇、〇ー〇、〇ー〇、〇ー〇、〇ー〇の各土地（以下、これらの土地を総称して「本件従前地」という。）について、法第98条第1項の規定により、A市C町D〇街区〇ー〇画地、〇ー〇画地、〇ー〇画地、〇ー〇画地、〇ー〇画地、〇ー〇画地、〇ー〇画地の各画地を仮換地として指定する処分（以下、「本件仮換地指定」といい、これらの画地を総称して「本件仮換地」という。）を行うことを決定し、令和〇年〇月〇日付け仮換地指定通知によって審査請求人に通知した（以下「本件仮換地指定通知」という。）。

本件仮換地指定では、F〇の水田が審査請求人の自宅周りに換地されている。

審査請求人は、上記水田を宅地や畑として換地することを希望しておらず、〇.〇%の減歩がかけられていることは、照応の原則に反している。市施行の土地区画整理事業における仮換地指定処分が照応の原則に違反するとして取り消された裁判では、「地権者にとって重要なのは、土地の交換価格ではなく、その使用価値である。仮換地を幹線道路に面しているからなどといった理由で、その交換価値のみに目を向ければ、大幅な減歩が必至となり、単なる営農規模の縮小に止まらない営農形態の変更や営農の廃止に至ることが考えられる。」（平成7年12月20日/奈良地方裁判所/判決/平成4年（行ウ）9号）と判示している。

本件仮換地の周りには、F〇のように水田として稲作ができるような用・排水路がなく、本件仮換地指定は違法なものと判断すべきであるが、これに対する裁決は出ていないにもかかわらず、処分庁が本件処分を行ったことに納得できない。処分庁の本件仮換地指定の決定手続及び内容は法に違反しており、本件処分も法に抵触しているのではないか。土地区画整理事業における換地は、従前の土地と利用状況が照応していなければならぬため（法第89条）、農業経営者（地権者）の意思に反して宅地化することはできない。したがって、農業経営者に係る換地は、農業用水路の位置等を勘案して、農業が続けられる位置に定められることとなる。

また、F〇は、納税猶予（審査会注：農地を相続した場合に、農業を継続することを要件として、当該農地に係る相続税額のうち一定の税額の納税が猶予されることをいう。以下同じ。）の適用を受けている水田である。納税猶予の指定を受けた農地は、売却などにより譲渡されたり、宅地等に転用されたりした場合は、納税猶予は打ち切れ、当該土地の所有者は利子税を付けて納税しなければならない。当該土地の所有者が納税猶予を受けるためには、当該土地は納税猶予の対象となる農地でなくてはならない。本件仮換地の実態を見れば、水田としての整合性はなく、そのような状態で審査請求人は使用収益を開始することはできない。

イ 立竹木等が直接施行で除却されたことについて

審査請求人は、E〇-〇の畑に植樹していた樹木・庭木・草花・果樹等の移植を希望していたが、処分庁（施行者）は、本件仮換地指定に伴い、直接施行（審査会注：法第77条第7項の規定により、土地区画整理事業の施行者が対象物件の除却又は移転を自ら行うことをいう。）によりこれらを除却（伐採）した。施行者が移転、又は伐採した場合は、法第78条第2項の規定により補償がされるべきであるが、上記直接施行については、現時点で審査請求人への補償はされておらず、違法である。

2 審査庁の主張の要旨

令和4年11月11日付け諮問説明書

(1) 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

(2) 考え方の理由

ア 認定事実

審理員意見書記載内容のとおりである。

イ 判断

審理員意見書記載内容のとおりである。

ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には、理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 審理員意見書における理由

- (1) 土地区画整理事業に伴い仮換地が指定された場合において、法第99条第2項の規定により、当該仮換地の使用収益を開始する日が別途定められた場合は、当該定められた日から使用収益を開始することが可能となる。

本件仮換地指定においては、本件仮換地について審査請求人が使用収益を開始することができる日は「別に定めて通知する」とされており、本件処分は、本件仮換地について、審査請求人が実際に使用収益を開始することができる日を定め、通知するものとして行われたものである。

この点について、審理員が令和4年6月22日に実施した口頭意見陳述（以下「審理員口頭意見陳述」という。）における処分庁の説明によると、本件処分は、本件仮換地について、本件事業に伴う造成工事が完了したことにより、地権者である審査請求人に対して使用収益の開始日を通知したものであるとされている。

- (2) 審査請求人は、本件仮換地指定が照応の原則に反しており違法である旨主張している。

審査請求人からは、令和〇年〇月〇日付けで本件仮換地指定の取消しを求める審査請求が提起されているが、当該審査請求についての意見は、令和〇年〇月〇日付け〇審理第〇号により提出した審理員意見書のとおりであり、本件仮換地指定が、取り消すべき違法又は不当なものであるとは認められないというものである。

- (3) 審査請求人は、本件仮換地指定に対する審査請求についての判決が出ていないにもかかわらず、本件処分が行われたことが違法である旨の主張を行っているが、「審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない」（行審法第25条第1項）から、本件仮換地指定に対して審査請求が提起されたことによって、処分庁が本件事業に係る手続を進めることが認められなくなるものではないから、この点に係る審査請求人の主張は、失当である。

また、審査請求人は、令和〇年〇月〇日付けで処分庁が審査請求人に対して行った「建築物等移転又は除却の通知及び照会」（以下「本件移転除却通知」という。）の取消しを求める審査請求を提起しており、当該審査請求に対する裁決が出ていないにもかかわらず、本件処分が行われたことが違法である旨の主張も行っているが、この点についても、本件移転除却通知に対する審査請求が提起されたことによって、処分庁が本件事業に係る手続を進めることが認められなくなるものではないことは上記と同様であるから、この点に係る審査請求人の主張は、失当である。

- (4) 審査請求人は、令和3年12月7日付け「仮換地の使用収益開始日の通知」7通（以下、これらの通知書を総称して「本件処分通知書」という。）に、本件従前地及び本件仮換地の各筆の位置、地積等が細かく記載されるべきであると主張している。

本件処分通知書には、本件仮換地の各画地の番号が明記されており、使用収益を開始することができることとなる仮換地は特定されているから、本件処分通知書に本件仮換地の各画地の地積等が記載されていないことに、特段の問題があったとは認められない。

また、本件処分は、本件仮換地について使用収益を開始することができる日を指定したものであり、本件従前地についての情報は、本件処分に何ら関わりのあるものではなく、処分庁が本件処分通知書に本件従前地の各筆の地番や地積等を記載する必要性は認められない。

- (5) 審査請求人は、本件仮換地について、田として使用することができないため、使用収益を開始することができないと主張している。

仮換地の使用収益の開始日の決定は、土地区画整理事業に伴う工事が行われ、地権者が当該仮換地について使用収益することが可能となったとして行われるものであり、本件処分も同様に行われたものであるが、本件仮換地について、処分庁と審査請求人との間で、田として造成することで合意していたとの事情は認められず（審判員口頭意見陳述による審査請求人及び処分庁の説明による。）、本件仮換地が田として利用できないことをもって本件処分が違法となるとまでは認められないから、この点に係る審査請求人の主張は、採用できない。

なお、本件処分は、本件仮換地について、使用収益することが禁止されていたものを解除するものであり、審査請求人に不利益を与えるものではない。

- (6) 審査請求人は、補償・仮換地一体の取組、補償・移転通知照会（審査会注：法第77条第2項の規定による建築物等の移転又は除却の通知及び照会をいう。以下同じ。）一体の取組について主張しているが、従前地上に存する物件の補償や移転は、仮換地指定処分や移転通知照会とは別に処理されるべきものであり、また、補償と仮換地指定や移転通知照会を一体として行わなければならないとの法の規定は存在せず、従前地上に存する物件の補償や移転と、仮換地の使用収益を開始させること

との関連も認められないことから、本件従前地上に存する物件の移転等に係る補償の状況や、移転の状況は、本件処分の違法又は不当の判断に影響を及ぼすものではない。

また、審査請求人は、本件仮換地上に移転予定の墓地の物件移転補償契約に係る主張も行っているが、当該契約の履行状況は、本件処分の違法又は不当の判断に影響を及ぼすものではない（なお、「審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない」（行審法第25条第1項）から、本件審査請求を提起したことをもって、当該契約の効力が停止されたり、履行が延期されたりすることとはならない。）。

- (7) 審査請求人は、本件事業そのものに対する不服も述べているようであるが、本件事業の実施の当否については、本件審査請求における審理の対象ではない。

法第52条第1項の規定による土地区画整理事業の事業計画の決定及び認可については、法第127条の規定により審査請求をすることができないとされていることから、本件事業の事業計画の決定及び認可について審査請求をすることはできず、本件審査請求において、本件事業そのものに対する不服を理由として本件処分の違法又は不当を主張することはできないと解される。

- (8) その他、審査請求人は、処分庁及び処分庁の担当者に対する不服を述べているが、これらの事情は、本件処分が違法又は不当かどうかの判断に影響を及ぼすものではない。
- (9) したがって、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点はなく、本件処分は、適正に行われたものと認められる。

第4 調査審議の経過

1 審査庁から審査会へ諮問（令和4年11月11日）

2 第1回審議（令和6年7月31日）

- (1) 本件審査請求に係る審議を行った。
- (2) 審査請求人から行審法第81条第3項の規定により準用する行審法第75条第1項の規定による口頭での意見陳述を求める旨の申立てがあったため、行政不服審査法施行条例（平成28年広島県条例第2号）第10条第6項の規定により、意見を陳述する機会を与える旨の決議を行った。

3 第2回審議（令和6年9月27日）

- (1) 行審法第81条第3項の規定により準用する行審法第75条の規定により、前記2(2)のとおり決議を行った口頭意見陳述を実施した。審査請求人の主張は前記第2の1(2)に記載のとおりである。
- (2) 本件審査請求に係る審議を行った。

4 第3回審議（令和6年10月30日）

- (1) 本件審査請求に係る審議を行った。

(2) 行審法第81条第3項の規定により準用する行審法第74条の規定による調査権限の行使が必要と認められたため、行政不服審査法施行条例第10条第6項の規定により、処分庁に対し当該調査を行うための決議を行った。

5 令和6年11月6日付けの審査会の調査権限事項（令和4年度諮問第14号）に対する回答

(1) 審査請求人の施工同意を裏付ける書面や、F〇の地目についての審査請求人の要望内容を示す書面の提出について照会する前記4(2)の調査権限の行使に対して、処分庁から、下記(2)のとおり回答があった。

(2) 処分庁は、令和6年11月8日付けで以下の資料を提出した。

- ア 交渉録（令和〇年〇月〇日）の写し
- イ 対応録（令和〇年〇月〇日）の写し
- ウ 対応録（令和〇年〇月〇日）の写し
- エ 対応録（令和〇年〇月〇日）の写し
- オ 対応録（令和〇年〇月〇日）の写し
- カ 対応録（令和〇年〇月〇日）の写し
- キ 対応録（令和〇年〇月〇日）の写し
- ク 対応録（令和〇年〇月〇日）の写し
- ケ 施工承諾依頼書（令和〇年〇月〇日付け）の写し
- コ 施工承諾書（令和〇年〇月〇日付け）の写し
- サ 換地設計変更願（令和〇年〇月〇日付け）の写し
- シ 承諾書及び受領書（令和〇年〇月〇日付け）の写し

6 第4回審議（令和6年11月27日）

(1) 処分庁から前記4(2)の調査に対して、前記第5(2)の回答があったため、審査会事務局から委員に対して報告を行った。

(2) 前記(1)の回答内容も踏まえ、本件審査請求に係る審議を行った。

7 第5回審議（令和6年12月26日）

(1) 本件審査請求に係る審議を行った。

(2) 答申案を検討し、一部修正後、答申を決議した。

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

(1) 法（本件処分時点）

第2条 この法律において「土地区画整理事業」とは、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、この法律で定めるところに従って行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業をいう。

- 3 この法律において「施行者」とは、土地区画整理事業を施行する者をいう。
- 4 この法律において「施行地区」とは、土地区画整理事業を施行する土地の区域をいう。
- 5 この法律において「公共施設」とは、道路、公園、広場、河川その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。
- 6 この法律において「宅地」とは、公共施設の用に供されている国又は地方公共団体の所有する土地以外の土地をいう。

第52条 都道府県又は市町村は、第3条第4項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする場合においては、施行規程及び事業計画を定めなければならない。この場合において、その事業計画において定める設計の概要について、国土交通省令で定めるところにより、都道府県にあつては国土交通大臣の、市町村にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

第77条

- 2 施行者は、前項の規定により建築物等に移転し、又は除却しようとする場合においては、相当の期限を定め、その期限後においてはこれに移転し、又は除却する旨をその建築物等の所有者及び占有者に対し通知するとともに、その期限までに自ら移転し、又は除却する意思の有無をその所有者に対し照会しなければならない。
- 7 施行者は、第2項の規定により建築物等の所有者に通知した期限後又は第4項後段の規定により公告された期限後においては、いつでも自ら建築物等に移転し、若しくは除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に建築物等に移転させ、若しくは除却させることができる。この場合において、個人施行者、組合又は区画整理会社は、建築物等に移転し、又は除却しようとするときは、あらかじめ、建築物等の所在する土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けなければならない。

第78条

- 2 前条第1項の規定により施行者が移転し、若しくは除却した建築物等又は同条第2項の照会を受けた者が自ら移転し、若しくは除却した建築物等が、第76条第4項若しくは第5項、都市計画法第81条第1項若しくは第2項又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条の規定により移転又は除却を命ぜられているものである場合においては、施行者は、前項の規定にかかわらず、これらの建築物等の所有者に対しては、移転又は除却により生じた損失を補償することを要しないものとし、前条第1項の規定によりこれらの建築物等に移転し、又は除却した場合におけるその移転又は除却に要した費用は、これらの建築物等の所有者から徴収することができるものとする。

第89条 換地計画において換地を定める場合においては、換地及び従前の宅地の

位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等が照応するように定めなければならない。

第98条 施行者は、換地処分を行う前において、土地の区画形質の変更若しくは公共施設の新設若しくは変更に係る工事のため必要がある場合又は換地計画に基づき換地処分を行うため必要がある場合においては、施行地区内の宅地について仮換地を指定することができる。……

3 第1項の規定により仮換地を指定し、又は仮換地について仮に権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を指定しようとする場合においては、あらかじめ、その指定について、個人施行者は、従前の宅地の所有者及びその宅地についての同項後段に規定する権利をもつて施行者に対抗することができる者並びに仮換地となるべき宅地の所有者及びその宅地についての同項後段に規定する権利をもつて施行者に対抗することができる者の同意を得なければならないものとし、組合は、総会若しくはその部会又は総代会の同意を得なければならないものとし、第3条第4項若しくは第5項、第3条の2又は第3条の3の規定による施行者は、土地区画整理審議会の意見を聴かなければならないものとする。

5 第1項の規定による仮換地の指定は、その仮換地となるべき土地の所有者及び従前の宅地の所有者に対し、仮換地の位置及び地積並びに仮換地の指定の効力発生の日を通知してするものとする。

第99条

2 施行者は、前条第1項の規定により仮換地を指定した場合において、その仮換地に使用又は収益の障害となる物件が存するときその他特別の事情があるときは、その仮換地について使用又は収益を開始することができる日を同条第5項に規定する日と別に定めることができる。この場合においては、同項及び同条第6項の規定による通知に併せてその旨を通知しなければならない。

第127条 次に掲げる処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

(5) 都道府県又は市町村が第52条第1項の規定によつてする事業計画の決定（事業計画の変更を含む。）

(6) 第52条第1項又は第55条第12項の規定による認可

(2) A市B土地区画整理事業施行条例（平成○年A市条例第○号）

第○条 前条の土地区画整理事業の名称は、B土地区画整理事業（以下「事業」という。）という。

第○条 事業の施行地区は、耕地部においてはA市C町D字H、……、同字Fの全部及び同字I、……、同字G、同字E、……、同字Jの一部、山林部においてはA市C町D字Gの全部とする。

第○条 事業の範囲は、法第2条第1項及び第2項に規定する事業とする。

(3) 行審法

第25条 審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

第43条 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法第3条第2項に規定する庁の長である場合にあっては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長（地方公共団体の組合にあっては、長、管理者又は理事会）である場合にあっては第81条第1項又は第2項の機関に、それぞれ諮問しなければならない。

(1) 審査請求に係る処分をしようとするときに他の法律又は政令（条例に基づく処分については、条例）に第9条第1項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるもの（以下「審議会等」という。）の議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て当該処分がされた場合

(4) 以上の法令等の規定を前提に、本件処分が違法又は不当であるかについて「2理由」の項で検討する。

2 理由

(1) 認定事実

一件記録及び審査会による職権での調査によれば、次の事実が認められる。

ア 平成〇年〇月〇日、本件事業が都市計画決定された。

イ 処分庁（平成〇年当時はC町）は、平成〇年〇月〇日、法第52条第1項の規定により、本件事業の事業計画において定める設計の概要について広島県知事から認可を受け、同事業計画を決定し、その旨告示し、本件事業に着手した。

ウ 処分庁は、平成〇年〇月〇日、本件従前地のうち、G〇-〇、F〇、E〇-〇及びE〇-〇について仮換地を指定する処分（以下「前回仮換地指定」という。）を行った。

エ 令和〇年〇月から令和〇年〇月にかけて、処分庁は、本件仮換地等について審査請求人と交渉を重ねてきた。

オ 審査請求人は、令和〇年〇月〇日、処分庁に換地設計変更願（以下「本件換地変更願」という。）を提出した。

カ 処分庁は、令和〇年〇月〇日、本件仮換地を含む換地設計の変更及び仮換地の指定の変更について、B土地区画整理審議会に諮問し、令和〇年〇月〇日付けで異議なく適当と認める答申を受けた。

キ 処分庁は、令和〇年〇月〇日、前回仮換地指定を取り消し、K第〇-〇-〇号により審査請求人に通知した。

ク 処分庁は、令和〇年〇月〇日、本件仮換地指定を行うことを決定し、審査請求人に対して本件仮換地指定通知を行った。本件仮換地指定通知において、本件仮

換地指定の効力発生の日は「令和〇年〇月〇日」と、本件仮換地について使用収益を開始することができる日は「別に定めて通知する」とされていた。

ケ 審査請求人は、令和〇年〇月〇日付けで広島県知事に対し本件仮換地指定の取消しを求める審査請求を行った。

コ 令和〇年〇月〇日、処分庁は、本件移転除却通知を行った。

サ 審査請求人は、令和〇年〇月〇日付けで本件移転除却通知に対する審査請求を行った。

シ 処分庁は、本件仮換地について、使用収益を開始することができる日を令和3年12月7日とする本件処分を行うことを決定し、本件処分通知書により審査請求人に通知した。

ス 審査請求人は、令和3年12月13日付けで広島県知事に対し本件処分の取消しを求める旨の審査請求を行った（本件審査請求）。

(2) 判断

ア 照応の原則について

(ア) F〇の仮換地指定について

審査請求人は、本件従前地のうち地目が田であるF〇について、田として換地することを希望していたのであって、宅地や畑として換地することを希望しておらず、自宅付近に宅地や畑として換地することは、照応の原則に反し、許されないと主張している。

しかしながら、審査請求人がF〇の本件仮換地として田を希望していたことを示す疎明は何らなく、むしろ、本件仮換地をめぐる審査請求人と処分庁との協議内容や審査請求人が処分庁に提出した本件換地変更願によると、審査請求人はF〇の本件仮換地として田以外の土地を希望していたことがうかがわれる。

したがって、F〇について宅地や畑として換地することは許されないと審査請求人の主張は、換地変更に係る協議において処分庁と合意した審査請求人自身の要望事項を覆すものであり、認められない。

(イ) F〇に高い減歩がかけられていることについて

審査請求人は、本件仮換地指定について、F〇に〇.〇%の高い減歩がかけられており、農業を継続する審査請求人に過大な負担を負わせるものである旨主張している。

しかしながら、審査請求人が処分庁に対して提出した本件換地変更願には、F〇とその仮換地先として〇街区〇—〇地区の地積が記載されており、地積の変更は審査請求人自身が希望したものであると認められる。これを受けて処分庁は、法第98条第3項に基づき、B土地区画整理審議会の諮問・答申により、法第98条第1項に基づき、本件仮換地指定を行ったものであり、その処分に違法又は不当な点は認められない。

したがって、審査請求人の主張は、採用することができない。

イ 他の審査請求の提起について

審査請求人は、本件仮換地指定及び本件移転除却通知の取消しを求める審査請求を提起しており、それらに対する裁決が出ていないにもかかわらず、本件処分が行われたことが違法である旨の主張を行っているが、「審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない」（行審法第25条第1項）から、上記審査請求が提起されたことによって、処分庁が本件事業に係る手続を進めることが認められなくなるものではないことから、この点に係る審査請求人の主張は、認められない。

なお、審査庁は、本件仮換地指定の取消しを求める審査請求を令和〇年〇月〇日付けで棄却、本件移転除却通知の取消しを求める審査請求を令和〇年〇月〇日付けで却下する旨の裁決をしている。

ウ 本件処分通知書の記載内容について

審査請求人は、本件処分通知書に本件従前地及び本件仮換地の各筆の位置、地積等が細かく記載されるべきであると主張している。

本件処分通知書には、本件仮換地の各画地の番号が明記されており、使用収益を開始することができることとなる仮換地は特定されているから、本件処分通知書に本件仮換地の各画地の地積等が記載されていないことに、特段の問題があったとは認められない。

また、本件処分は、本件仮換地について使用収益を開始することができる日を指定したものであり、本件従前地についての情報は、本件処分に何ら関わりのあるものではなく、処分庁が本件処分通知書に本件従前地の各筆の地番や地積等を記載する必要性は認められない。

エ 本件仮換地の田としての使用収益について

審査請求人は、本件仮換地について、田として使用することができないため、使用収益を開始することができないと主張している。

本件仮換地について、前記ア(ア)のとおり、処分庁と審査請求人との間で田として造成することで合意していたとの事情は認められず、本件仮換地が田として利用できないことをもって本件処分が違法となるとまでは認められないから、この点に係る審査請求人の主張は、認められない。

オ 補償と一体の取組の必要性について

審査請求人は、本件仮換地指定とそれに伴う補償を一体的に取り組むこと、本件移転除却通知とそれに伴う補償を一体的に取り組むことについて主張しているが、従前地上に存する物件の補償や移転は、仮換地指定処分や移転通知照会とは別に処理されるべきものであり、また、補償と仮換地指定や移転通知照会を一体として行わなければならないとの法の規定は存在せず、従前地上に存する物件の

補償や移転と、仮換地の使用収益を開始させることとの関連も認められないことから、本件従前地上に存する物件の移転等の状況やそれに伴う補償の状況は、本件処分が違法又は不当であるか否かの判断に影響を及ぼすものではない。

カ 審査請求人は、本件事業そのものに対する不服も述べているようであるが、本件事業の実施の当否については、本件審査請求における審理の対象ではない。

法第52条第1項の規定による土地区画整理事業の事業計画の決定及び認可については、法第127条の規定により審査請求をすることができないとされていることから、本件事業の事業計画の決定及び認可について審査請求をすることはできず、本件審査請求において、本件事業そのものに対する不服を理由として本件処分の違法又は不当を主張することはできないと解される。

キ その他、審査請求人は、処分庁及び処分庁の担当者に対する不服を述べているが、これらの事情は、本件処分が違法又は不当であるか否かの判断に影響を及ぼすものではない。

ク 前記のほか、一件記録を見分したところ、本件処分が違法又は不当であることを推認させる事実又は根拠は見受けられない。

ケ したがって、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点はなく、本件処分は、適正に行われたものと認められる。

3 結論

以上のとおり、本件処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。

よって第1のとおり答申する。

広島県行政不服審査会第1部会

委員（部会長）	酒	井	朋	子
委員	横	藤	田	誠
委員	岩	元	裕	介

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行審法第81条第3項で準用する同法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。